

議案第14号

東京都板橋区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区営住宅条例の一部を改正する条例

東京都板橋区営住宅条例（平成9年板橋区条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1 東京都板橋区営常盤台四丁目第2アパートの項を削り、同表に次のように加える。

東京都板橋区営南常盤台住宅	東京都板橋区南常盤台二丁目10番5号	86	特定
---------------	--------------------	----	----

別表第2に次のように加える。

東京都板橋区営南常盤台住宅駐車場	東京都板橋区南常盤台二丁目10番5号	4
------------------	--------------------	---

付 則

- 1 この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1に規定する東京都板橋区営南常盤台住宅の指定管理者の指定に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

常盤台四丁目第2アパートを廃止し、南常盤台住宅等を設置する必要がある。